

感 対 第 6 6 5 号
令和5（2023）年11月2日

各医療機関 御中

茨城県保健医療部感染症対策課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に
基づく届出等について

日頃より本県の感染症対策について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、麻しん患者が4年ぶり、日本脳炎患者が7年ぶりに発生するなど、近年発生がなかった感染症患者が確認されているところです。

つきましては、下記のとおり感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づく届出基準等について、改めてお知らせいたしますので、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

また、感染力が非常に強く、まん延防止策を迅速に実施する必要がある麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、臨床診断例として直ちに保健所へ届け出ていただきますよう、改めて貴院の関係者に周知願います。

なお、職員向けの院内掲示用リーフレットを添付しますので、最寄りの保健所の電話番号が掲載してあるものを診察室やスタッフステーションに掲示する等、周知啓発にご活用ください。

記

- 1 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001149883.pdf>
- 2 感染症の患者を診断し、届出の基準を満たす場合には、感染症サーベイランスシステムへの入力により、保健所へ届け出ていただきますようお願いいたします。
やむを得ない理由で、届出様式（紙ベース）で保健所へ届け出る場合には、厚生労働省のホームページに掲載されている最新（現行）の様式を使用してください。
<https://www.mhlwgo.jp/content/10900000/001110776.pdf>
- 3 「直ちに」届出が必要な感染症を診断し、感染症サーベイランスシステム等で届け出た際には、併せて保健所へ電話連絡いただきますようお願いいたします。
(保健所閉庁時間（休日・夜間）は緊急連絡先へ電話連絡。)

【参考】

- ・感染症法における感染症の分類（届出の要否、届出方法 等）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001149889.pdf>
- ・麻しんに関する特定感染症予防指針
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>
- ・令和5年5月12日付事務連絡「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について」

茨城県保健医療部感染症対策課
疫学グループ
TEL 029-301-3233
Mail yobo5@pref.ibaraki.lg.jp